

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和2年11月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和2年11月25日（水曜日）午後1時30分～午後2時45分 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員， 椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 (1) 議案第39号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」 （可決） (2) 議案第40号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」（可決） 【報告】 (1) 報告第11号「守谷市通学区域審議会の報告について」 【その他】 小中学校の現状について（指導室） (1) 指導室の業務状況について (2) 児童生徒の様子 (3) 児童生徒及び教職員の交通事故の現状 (4) いじめの状況（10月末現在） (5) 不登校の現状（10月末現在） (6) 長期欠席児童生徒の状況（10月末現在）

	各課業務報告 ○学校教育課 (1) 入札結果 (2) 工事等の進捗状況 (3) 新型コロナウイルス感染症予防対策について ○生涯学習課 (1) 入札結果 (2) 会議等の開催 (3) 工事等進捗状況 (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 (5) イベント・行事等 ○学校給食センター (1) 学校給食実施状況 (2) 賄材料費執行状況 (3) 生鮮野菜使用率 (4) 異物混入等 ○中央図書館 (1) 入札結果 (2) 審議会の開催 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 (4) イベント等 (5) その他
4 今後の状況	次回は、令和2年12月28日（月曜日）午前10時から開催予定

議案第 39 号

守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について

守谷市長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を令和元年守谷市議会 12 月定例会月議会に提出することについて、承認を求める。

1 令和 2 年度守谷市一般会計補正予算 教育委員会所管分

- | | | | |
|------------|---|----|---|
| (1) 債務負担行為 | P | 3～ | 4 |
| (2) 歳入予算 | P | 5 | |
| (3) 歳出予算 | P | 6～ | 7 |

令和 2 年 11 月 25 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香
令和 2 年 11 月 25 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長が教育に関する事務に係る議案を議会に提出しようとする場合、その案を作成するときは、教育委員会の意見を聴かなければならないことから、この議案を提出する。

○守谷市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（教育長に対する委任事務）

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （1） 教育行政に関する基本的な方針に関すること。
- （2） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（中略）

- （4） 法第29号の意見の申し出に関すること

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第40号

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する 規則の一部を改正する規則について

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成16年守谷市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表守谷小学校の項中「中央三丁目」の次に「，中央四丁目の一部」を加え，同表黒内小学校の項中「中央四丁目」の次に「(守谷小学校の通学区域を除く。)」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の規定は，令和4年4月1日以後に小学校及び中学校に入学（転入学を含む。以下同じ。）する児童及び生徒に係る通学区域について適用し，同日前に小学校及び中学校に入学した児童及び生徒に係る通学区域については，なお従前の例による。

令和2年11月25日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和2年11月25日原案 決

提案理由

本案は，守谷市通学区域審議会の答申を踏まえ，守谷小学校及び黒内小学校の通学区域を変更するため規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
40号	1

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改 正				現 行			
別表（第2条関係） 小学校				別表（第2条関係） 小学校			
学校名	通学区域	付記		学校名	通学区域	付記	
守谷小学校	下新田，つくし野，下町，仲町，城内，城山，山王様前，県営住宅，左近，坂町，上町，新町，栄町，若松町，北園（黒内小学校の通学区域を除く。），同地，赤法花，中央二丁目（黒内小学校の通学区域を除く。），中央三丁目，中央四丁目（黒内小学校の通学区域を除く。），ひがし野地区（黒内小学校の通学区域を除く。），			守谷小学校	下新田，つくし野，下町，仲町，城内，城山，山王様前，県営住宅，左近，坂町，上町，新町，栄町，若松町，北園（黒内小学校の通学区域を除く。），同地，赤法花，中央二丁目（黒内小学校の通学区域を除く。），中央三丁目，ひがし野地区（黒内小学校の通学区域を除く。），		
黒内小学校	海老原町，旭町，清水，岩町，岩東町，原，大原，原本町，さつき台，土塔本町，土塔新山，土塔中央，黒内，中央一丁目，中央二丁目（一部，中央四丁目（守谷小			黒内小学校	海老原町，旭町，清水，岩町，岩東町，原，大原，原本町，さつき台，土塔本町，土塔新山，土塔中央，黒内，中央一丁目，中央二丁目（一部，中央四丁目		

	校の通学区区域を除く。), ひがし野 一丁目の一部, 下ケ戸の一部 (ふ れ合い道路より東側地区), 前川, 松並青葉一, 二, 三, 四丁目, ひ がし野四丁目, 北園の一部 (県道 野田牛久線より北側地区)	
	一丁目の一部, 下ケ戸の一部 (ふ れ合い道路より東側地区), 前川, 松並青葉一, 二, 三, 四丁目, ひ がし野四丁目, 北園の一部 (県道 野田牛久線より北側地区)	

報告第11号

守谷市通学区域審議会の報告について

令和2年10月23日付守教委発第500号にて通学区域審議会に諮問した件について、令和2年11月12日付で答申があったので別紙のとおり報告いたします。

令和2年11月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報 告	頁 数
11号	1

令和2年11月12日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

守谷市通学区域審議会
会長 石井 良秋



守谷市通学区域の一部変更について（答申）

令和2年10月23日付守教委発第500号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議を行い、下記によることが妥当であるとの結論に達したので、答申します。

記

1 審議結果

守谷市中央四丁目21番16他に建設される共同住宅の通学区域は、黒内小学校区から守谷小学校区へ変更する。

理由

- ・ 黒内小学校は松並青葉地区の人口増加に伴い、児童数が著しく増加しており、計画以上の児童数の流入により適正な教育指導、学級運営に支障が生じることのないよう配慮することが必要である。
- ・ 隣接する守谷小学校、松ヶ丘小学校とも児童数は減少傾向にあり、受け入れは可能な状況であるが、交通事情（車の通行量・国道の横断等）に配慮した通学区域が望ましい。

【付帯事項】

- 1 通学路については、安全確保を優先したルートの検討を行うこと。